

内閣参質二一三第九一号

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出東京出入国在留管理局の労働実態に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出東京出入国在留管理局の労働実態に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「評価改善活動」の意味するところが必ずしも明らかではないが、出入国在留管理庁において、東京出入国在留管理局の職員のうち、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十条の二の二に規定する上限を超えて超過勤務を命じた職員の人数等について、同局からの報告により把握しており、一部の職員の超過勤務が長時間に及んでいることについては、その状況の改善が必要であると認識している。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。後段のお尋ねについては、東京出入国在留管理局においては、職員を対象としてメンタルヘルスに関する研修を実施しているほか、心理的な負担の程度を把握するための検査を受ける機会を提供するなど、職員の健康の保持増進に必要な措置を講じている。

三について

東京出入国在留管理局における職員の増員については、国家公務員全体の定員の削減が求められている中で、適正な出入国在留管理行政の遂行のため、必要な人員の確保に努めてきたところであり、具体的な増員計画を示すことは困難であるものの、今後とも必要な人員の確保に努めてまいりたい。

四について

出入国在留管理庁においては、日常業務を通じた上司による指導のほか、職階等に応じた体系的な研修を実施しており、例えば、東京出入国在留管理局の新規採用者に対しては、外国人に対する接遇の方法を始め、その職務の遂行に必要な法律知識及び技能の修得に関する研修を採用の初年度に実施し、職員の能力の向上を図っている。

五について

御指摘の「そのような施設内の設備や施設」の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、東京出入国在留管理局の施設及び設備の老朽化については、改修の必要性、予算状況等を踏まえ、対応に努めている。